

いじめ防止基本方針

日置市立飯牟礼小学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。「いじめは、どの学校、学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、さまざまな活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、いじめ問題に対して家庭、地域社会、関係機関等と連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は迅速かつ適切に対処していくために「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対し、本校に在籍するなどの一定の人的関係にある児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかやふざけ合いでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止に向けて

(1) いじめ対策必携等を活用した職員研修の実施

ア いじめ問題に対する認識の深化

イ いじめ問題に対するマニュアルの作成と適切な対応

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

ア いじめ問題を考える週間の設定といじめを許さない心情の醸成

イ 授業参観等を活用した、いじめや人権に関する道德の一斉授業による道德性の深化

(3) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育てる教育活動の推進

ア 分かる楽しい授業を意識した「主体的・対話的で深い学び」のある授業の推進

イ 自己肯定感（自他を尊重する態度）の育成

ウ 人権同和教育を基盤にした一人ひとりが大切にされる教育活動の推進

エ 先手あいさつ、ボランティア活動、花づくりの推進

オ 「学校楽しいと」等を活用した実態把握

カ 地域と連携した豊かな体験活動の推進

(4) 家庭や地域社会と連携した取組の推進

ア 学校だより、学級だより、HP等による紹介

イ P T A 活動や家庭教育学級における研修と啓発

ウ 家庭や地域と連携を密にした情報交換（S C，S S W，教育相談員との情報交換も含む）

エ 地域活動への積極的な参加と保護者相互の親睦

4 いじめの早期発見

(1) 日常の細やかな観察や情報提供

ア 行動観察、健康観察、連絡帳、日記、心の健康観察などによる詳細な実態把握

イ 職員どうしの細やかな情報交換、共通理解

ウ 授業時間や休み時間等の観察

エ 保護者、児童、職員からの情報収集

オ アンケートによる実態把握

教育相談（個人面談）による詳しい聞き取り

(2) 定期的な教育相談の充実

(3) 生徒指導連絡会による情報の共有化と迅速な対応（毎週1回）

5 いじめへの対処

(1) いじめられた子どもへの対応

ア 自ら訴えたことを褒め、全力でいじめから守ることを約束する。

イ 担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するよう指導する。

ウ いじめた内容やつらい思いを親身になって聞き、解決の方法を一緒に考える。
エ その子のよさを認め、励まし、自信や存在感をもたせる。
オ 嫌なことをされたら自分の気持ちをはっきり伝えるように指導する。

(2) いじめられた子どもの保護者への対応

ア 話合いの機会を早急にもつ。
イ 誠意ある対応に心掛ける。
ウ 学校が把握している事実について伝え、家庭での様子について語り合う。
エ 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで保護者と連携を図る。
オ 場合によって、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出にも対応する。

(3) いじめた子どもへの対応

ア 「いじめは絶対許されない」ことを十分理解させる。
イ いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ苦しめているか気付かせる。
ウ いじめてしまう気持ちを聞き、家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等も把握しながら指導を行う。
エ 当事者だけでなく、周りの子どもから情報収集し、実態を把握する。
オ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。

(4) いじめた子どもの保護者への対応

ア 事実を正確に伝え、いじめられている子どもやその保護者の気持ちに共感させる。
イ いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
ウ 教師が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。

(5) いじめ問題対策委員会の開催と解決に向けた取組

ア いじめ問題の状況把握（行動観察、聞き取り、アンケートの実施など）
イ 全職員での共通理解及び対応策の検討
ウ 対人関係能力の向上・改善のためのソーシャルスキルトレーニング等の実施
エ 関係機関との連携（ＳＳＷ，ＳＣ等を活用した心のケア）
オ 教育委員会への報告と連携（必要に応じて、警察等との連携）

6 教職員の資質の向上

- (1) 学校における問題解決には、一人ひとりの教職員の力量に期待するところが大きい。そのため、教職員がいじめ問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」(M o m)といった子どもに関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、職員研修等を通していじめ問題への対処の在り方等について理解を深める必要がある。
- (2) いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けて、教職員一人ひとりの授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め、教職員の気付き力を高める必要がある。